令和８年度
長崎地方最低賃金審議会
第１回運営小委員会

資料No.１

厚生労働省

長崎労働局労働基準部

賃金室

資　料　目　次

資料番号　1　長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業
最低賃金改正申出書 …… 1

資料番号　2　長崎県船舶製造・修理業，舶用機関製造業
最低賃金改正申出書 …… 3

資料番号　3　長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金改正申出書 …… 5

令和８年７月１日

長崎労働局長
　髙西　盛登　様

日本基幹産業労働組合連合会
長崎県本部委員長　荒瀬　智幸

申　出　書

最低賃金法第１５条第１項の規定により、長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業の最低賃金の改定を下記の通り申し出る。

記

１．申出する者が代表する基幹労働者の範囲

長崎県において、はん用機械器具、生産用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者　　２，４４７名

２．最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲

長崎県において、はん用機械器具、生産用機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１）１８歳未満又は６５歳以上の者

（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの

（３）次に掲げる業務に主として従事する者

イ　清掃、片付け又は雑役の業務

ロ　手作業による包装、袋詰め又は箱詰めの業務

ハ　軽易な運搬又は工具若しくは部品の整理の業務

ニ　書類等の事業所内集配又は複写の業務

以上　　４，９４７名(令和８年３月９日現在)

３．改定を申出る最低賃金の件名

長崎県はん用機械器具、生産用機械器具製造業最低賃金



4．申出の内容

上記２の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定を求める。

尚、最低賃金額は、最低賃金法第１５条第２項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5．申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約(協定書)の適用労働者が概ね３分の１に達していること。

6．添付書類

（１）長崎県におけるはん用機械器具、生産用機械器具製造業の事業所数と労働者数の概要

（２）新産業別最低賃金申出に関する合意及び申請代表者に対する委任状

（３）労働協約の写し(労働協約を含む)

（４）所定労働時間及び指定労働日数(賃金の最低額が月数のみで表示されている場合)

以　上

令和８年７月１日

長崎労働局長
髙西　盛登　様

日本基幹産業労働組合連合会
長崎県本部委員長　荒瀬　智幸

申　出　書

最低賃金法第１５条第１項の規定により、長崎県船舶製造・修理業，舶用機関製造業の最低賃金の改定を下記の通り申し出る。

記

１．申出する者が代表する基幹労働者の範囲
長崎県において、船舶製造・修理業，舶用機関製造業を営む使用者に使用される労働者

２，９７７名

２．最低賃金の適用を受けるべき基幹労働者の範囲
長崎県において、船舶製造・修理業，舶用機関製造業を営む使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。
（１）１８歳未満又は６５歳以上の者
（２）雇入れ後６月未満の者であって、技能習得中のもの
（３）次に掲げる業務に主として従事する者
イ　清掃、片付け又は雑役の業務
ロ　書類等の事業所内集配又は複写の業務

以上　　８，９１０名(令和８年３月９日現在)

３．改定を申出る最低賃金の件名
長崎県船舶製造業・修理業，舶用機関製造業最低賃金



4．申出の内容

上記２の基幹的労働者に適用される最低賃金の改定を求める。

尚、最低賃金額は、最低賃金法第１５条第２項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5．申出の理由

賃金の最低額に関する労働協約(協定書)の適用労働者が概ね３分の１に達していること。

6．添付書類

（１）長崎県における船舶製造業・修理業，舶用機関製造業の事業所数と労働者数の概要

（２）新産業別最低賃金申出に関する合意及び申請代表者に対する委任状

（３）労働協約の写し(労働協約を含む)

（４）所定労働時間及び所定労働日数(賃金の最低額が月数のみで表示されている場合)

以　上

令和　8年　7月　1日

長崎労働局長
　髙西　盛登　殿

全日本電機・電子・情報関連産業労働組合連合会
西九州地方協議会　長崎地域協議会
議　長　　小林　太樹

申　出　書

最低賃金法第15条第1項の規定により、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業の最低賃金の改正の決定を下記の通り申し出る。

記

1．申し出する者が代表する基幹労働者の範囲

長崎県において、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む使用者に使用される労働者

2，947名

2．最低賃金の適用を受けるべき基幹的労働者の範囲

長崎県において、長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業を営む者に使用される労働者。但し、次に掲げる者を除く。

（1）．18歳未満または65歳以上の者

（2）．雇い入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中の者

（3）．次に掲げる業務に主として従事する者

イ．清掃、片付けまたは雑役の業務

ロ．手作業による包装、袋詰めまたは箱詰めの業務

ハ．軽易な運搬または工具若しくは部品の整理の業務

なお、「技能習得中の者」とは、企業において実施される技能養成の対象となっている者をいうが、この場合の「技能養成」とは、職業能力開発促進法に基づく職業訓練に限定されるものではないが、次の要件に該当するものであること。

①当該業務に従事した経験がない者では、直ちに通常の業務の遂行が期待できない業務について認められること。従って、離職者を含め、ある程度当該業務に従事した経験のある者を対象とするものは含まれないこと。

②職場の内外において集合的に実施されるもののほか、ＯＪＴ（業務遂行の過程において、仕事を通じて行われる教育訓練）も含まれること。



③習得させるべき技能の内容および技能養成の実施期間が明確であり、かつ計画性をもって実施されるものであること。
④技能養成を実施する担当者または責任者が定められていること。

以上　　8，158名（令和8年3月9日現在）

3．改正を申し出る最低賃金の件名

長崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金

4．申し出の内容

上記2の基幹的労働者に適用される最低賃金の改正の決定を求めるものである。
なお、最低賃金は、最低賃金法第15条第2項に基づく最低賃金審議会の決定による。

5．申し出の理由

（1）申し出産業における事業の公正競争を確保する観点から、当該最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね3分の1以上の合意をもって、法定最低賃金の改正の決定を求めるものである。
（2）申し出産業は長崎県内製造業に於いて、生産額、出荷額、従業員数ともに相当数を占める主要産業であり、県内の賃金秩序に与える影響が極めて大きいこと。

6，添付資料

①長崎県下における申し出産業の事業所数と労働者の概数
②賃金の最低額に関する労使協定の写し
③機関決定の写し
④個々の労働者における合意書
⑤申し出代表者に対する委任書

以上